

病害虫発生予察特殊報 第2号

病 名 イチゴ角斑細菌病
病原菌名 *Xanthomonas fragariae* kennedy & king

1 発生経過

平成 15 年 4 月、北信地区の水耕栽培施設のいちご(品種:章姫)で、葉に水浸状の斑点を生じた後に、葉が枯れる障害が発生した。また、5 月には北信地区の養液土耕栽培施設のいちご(品種:サマープリンセス)に、初め葉に白い斑点が発生し、やがて水浸状となる同様の障害が発生した。現地調査を実施したところ、症状はイチゴ角斑細菌病の病徴と極めて類似していたため、罹病葉を採取し、野菜花き試験場で分離、同定を実施した結果、本病であることが確認された。

本病は、平成 9 年に静岡県、平成 12 年に神奈川県で発生が報告されているが、本県において発生を確認したのは今回が初めてである。

2 病徴と診断、発生生態

初めは葉裏の葉脈に囲まれた部分に水浸状の角張った小斑点を生じ、後に褐変する。小斑点が多数発生すると互いに融合して葉枯れとなる。湿度が高いと病斑から細菌粘液が漏出する。果梗やがくにも斑点を生ずるが、果実や根には発生しない。

本病の病原菌には、*X. fragariae* と *X. campestris* pv. *fragariae* の 2 種が報告されているが、分離菌は各種細菌学的性質が静岡大学から分譲された *X. fragariae* 基準菌と同一であり、*X. fragariae* と同定された。

本細菌は低温性で、生育適温は 15~20℃である。第一次伝染源は保菌苗であり、一旦発病すると病斑から流出した病原菌を含む水滴が飛散したり、土壌表面を流れることによって二次伝染する。

3 防除対策

(1)本病に対する登録薬剤には、コサイド DF とバリダシン液剤 5 があるが予防剤として使用し、耕種的防除を徹底する。

(2)発生の少ないほ場では、発病株を抜き取り焼却処分するが、発生の多い場合は、発病葉を除去し焼却処分する。いずれの場合も、病斑に直接触れないよう注意し、作業終了後は石けん等を用いて十分手を洗淨する。

(3)発生ほ場では、収穫が終了した株は全て焼却処分とし、親株に用いない。また、ほ場内の残さも可能な限り集めて焼却する。

(4)水耕栽培等で使用した資材は更新するか、殺菌処理をしてから使用する。

(5)親株は無病地から導入したものを使用する。また、軟弱・徒長苗は感染しやすいので、健全育苗に努める。